

緊急保証制度の延長について

【提案・要望先】 中小企業庁

提案・要望事項

緊急保証制度は、厳しい経営環境の悪化に直面している県内中小企業者にとって、非常に大きな役割を果たしている。

しかし、同制度は平成22年3月31日までの時限措置となっており、現在の経済環境とりわけ中小企業をとりまく厳しい経営状況に鑑みると、今年度末までに景気が急速に回復し、中小企業の景況感がよくなる見通しは厳しく、このまま本制度が当初予定どおりに打ち切られた場合、中小企業者の資金繰りへの深刻な影響が懸念される。

については、引き続き中小企業への円滑な資金供給のため「緊急保証制度」の取扱期間を延長するよう要望する。

現状と問題点

○取扱期間 平成20年10月31日～平成22年3月31日

○保証実績

<平成20年度> 20年10月～21年3月

奈良県信用保証協会 保証承諾 件数 3,938件 金額 81,529,870千円

<平成21年度> 21年4月～21年10月

奈良県信用保証協会 保証承諾 件数 2,551件 金額 42,365,980千円

○保証内容等

- ・一般保証限度額とは別枠で無担保保証8,000万円以内
- ・責任共有制度対象外
- ・指定業種は781業種(中小企業者の全業種の86%)
- ・対象要件

指定業種に属する事業を行っており、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

- ①最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ②製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入れ価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業
- ③最近3ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ④新型インフルエンザの影響を受けた後、3ヶ月間の売上高等が前年同期比で3%以上減少

○県の対応

- ・上記保証制度を活用し、県制度融資の中に「緊急特別対策資金」を平成20年11月10日に創設、利子補給、保証料補給により、より低利な金利設定などを行い、資金繰りの円滑化を支援

<平成20年度> 20年11月～21年3月

県 緊急特別対策資金保証 件数 1,825件 金額 24,023,450千円

<平成21年度> 21年4月～21年10月

県 緊急特別対策資金保証 件数 1,634件 金額 20,572,300千円

【県担当部局】 商工労働部商工課

